



白馬村教育大綱（素案）



白馬村キャラクター
ヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男Ⅲ世

令和2年3月
白馬村

I はじめに

1. 背景

人口減少や少子高齢化が急速に進展する中、地域に住む誰もが健やかで心豊かに暮らすためには、将来を担う子どもたちへの教育や文化・スポーツ等の振興、村づくりの基盤となる人材育成のために、教育の果たすべき役割はこれまで以上に重要なものになっています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもと子育てを取り巻く環境の変化によって、家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの健やかな育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが必要になっています。

こうした中、2015年（平成27年）4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築が図られるとともに、村長と教育委員会の連携の強化が図られました。

この改正法の中で、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

2. 大綱策定の趣旨

本村においては、2015年（平成27年）7月に、本村の教育振興に関する基本的な目標及び基本方針について定めた「白馬村教育基本目標及び教育基本方針（2014年（平成26年）8月教育委員会策定）」をもって大綱として定め、横断的・総合的な教育施策を展開してきました。

この度、2019年度（令和元年度）末で大綱の計画期間が満了を迎えることから、教育環境を取り巻く環境や社会情勢などの変化を踏まえ、2030年度以降の社会を展望した教育行政を推進していくための基本方針として策定するものです。

3. 大綱の位置付け

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、総合教育会議において村長及び教育委員会が協議・調整し、村長が策定する大綱です。

また、本大綱は、白馬村総合計画を上位計画とし、教育基本法に基づく国の「第3期教育振興基本計画（2018年（平成30年）6月策定）」及び「第3次長野県教育振興基本計画（2018年3月策定）」を参酌するとともに、本村の関連する諸計画との整合性を図っています。

4. 総合計画との関係

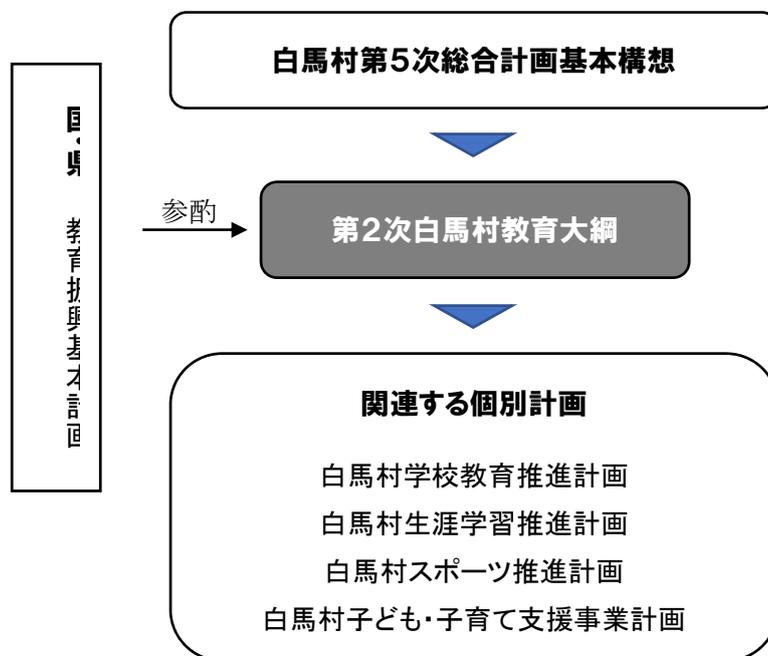
白馬村第5次総合計画基本構想（2016～2025）では、目指す村の姿として「白馬村の豊かさとは何か 一多様であることから交流し学びあい成長する村ー」を実現するため、4つの基本目標を掲げ、これらの基本目標を達成するために各個別目標を設定し、各種施策や事務事業に取り組んでいます。

暮らし	『安心してみんなが暮らせる村』
産業	『新しい仕事をつくりだす村』
ひと	『一人ひとりが成長し活躍できる村』
自然	『魅力ある自然を守る村』

※白馬村第5次総合計画基本構想の基本目標

本村の教育委員会が所管する諸施策におきましては、このうち3つの基本目標に関連し、村づくりを進めるうえで重要な役割を担っています。

このことから、教育大綱の構成としては、総合計画基本構想の基本理念を大綱の基本理念としても位置づけ、併せて、総合計画基本構想の基本目標を達成するための教育委員会に関する個別目標を、大綱の基本方針として定めるものです。



4. 大綱の計画期間

本大綱の計画期間は、白馬村第5次総合計画基本構想との整合性を図るため、2020年度（令和2年度）から2025年度（令和7年度）までの6年間とします。

Ⅱ 基本理念

～ 問いつづけ 学びあい 成長する ～

白馬村第5次総合計画の基本構想では、基本理念として「白馬の豊かさとは何か」とし、テーマを補完する方針として「多様であることから交流し学びあい成長する村」を加えています。「村内外からの多様性から学びあうことを意識し、様々な分野で白馬の豊かさを発見しながら成長していく必要があります。」（白馬村第5次総合計画から）とあり、移住者や来訪者も含めた白馬を愛する多様な立場の人が白馬の土地の暮らしに根付いた多様な文化歴史や文化に影響し、白馬村は多くの変化に対応してきました。様々な人がいる「多様性」から「学び合う」ことを意識し、様々な分野で「豊かさ」感じながら、これからも成長することを目指しています。

白馬の豊かさとは何か

— 多様であることから交流し学びあい成長する村 —

※白馬村第5次総合計画基本構想の基本理念

常に問いつけ、学び合う姿勢は、これまで白馬村が育んできた歴史の中で通ってきた道であり、白馬村における教育の原点でもあります。また教育は、未来を生きる人を育てるを通して、人々の心を豊かにするだけでなく、村を成長させる営みでもあります。村民一人ひとりが生涯を通じて主体的に学び、地域の中で育み、互いに認め合い、将来にわたり活動できるように導くことが、まさしく「ひとつづくり」からはじまる「むらづくり」です。

「白馬の豊かさとは何かを問いつけることによって、激しい社会変化にもお互いに知恵を出しあい、手を携えながら乗り越える、そして、一人ひとりが豊かさを感じながら成長することができる白馬村を目指していきます。」と総合計画では記しています。

白馬村教育大綱では、おもいやりにあふれ、誰もが安心して暮らせる共生社会の形成を願い、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重しながら、生きる力をもって新しい時代を切り拓く、豊かな心や健やかな体を育む、教育、文化、芸術、スポーツのむらづくりに向けて、温かく、心のこもった教育を推進します。

Ⅲ 基本方針と推進施策

基本理念を踏まえ、第5次総合計画の基本目標から「ひと 一人ひとりが成長し活躍できる村」と「自然 魅力ある自然を守る村」が白馬村教育大綱として目指す部分と捉え目標を達成するための基本方針として掲げます。

基本方針 1 一人ひとりが成長し活躍できる村を実現するために

推進施策 生きる力を育み子どもの夢をかなえる学校教育の充実

子どもたちが健全に成長していくフィールドは、地域・家庭・学校など、それぞれにあり、それぞれの場において、子どもに最良の教育環境を提供する必要があります。

学校教育においては、多様で変化の激しいこれからの社会を生きるために「生きる力」すなわち、確かな学力・豊かな人間性・健康な体力の「知・徳・体」をバランスよく育むことを目標としており、一日の多くを過ごす学校施設にあっては、校舎や備品などの整備・充実を図るとともに、安全・安心な教育環境の実現と教育の機会を保障するため、時代の進展や社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを推進します。

また、学校施設の老朽化に対しては、「白馬村立小中学校長寿命化計画」に沿って既存施設の長寿命化を図るとともに、学校の適正規模及び適正配置、施設等の整備についても計画的に推進します。

- 1) 確かな学びと自律性を育む教育の充実
- 2) 地域の教育機能の活用
- 3) 安心・安全で充実した教育環境の整備
- 4) 地域を担う人材の育成

推進施策 心を豊かにする生涯を通じた学びの推進

生涯学習とは、人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて生涯を通じて行なう学習とされています。

白馬村においても、自己実現への学びはもとより、急速に進展し続ける社会に対応するため、学習需要は拡大し「学び」に対する期待も大きくなっています。

そこで、「誰もが、学びたいことを学びたい時に学ぶことができる」生涯学習社会の構築を目指し、生涯学習を効果的に推進し、心身ともに豊かな村民の育成、さらには自らの資質と能力を生かし、目標に向かって努力を重ねることで『生きる力』を育むとともに、未来を切り拓き、創造力あふれる人づくりを目指します。成熟した地域を創造するため、基本方針を設けそれに向けた施策に取り組みます。

- 1) 学びを支える生涯学習の推進
- 2) 図書館の充実
- 3) 人権教育の推進
- 4) 青少年健全育成事業の推進

推進施策 健全な心と健やかな身体を培うスポーツの推進

白馬村は、豊かな自然環境の恩恵を受け、昭和初期頃より登山やスキーを中心としたスポーツが盛んであり、多くの村民及び観光客に親しまれてきました。また1998年長野冬季オリンピックの会場地として世界から注目を浴び、ウィンタースポーツのメッカとして発展して来ました。

スポーツへの参画機会の創出と環境整備に努めることは、健康増進と地域の活性化へと繋がり、活力ある村の未来のためには、必要不可欠です。

また、本村出身のスポーツ選手が世界や全国を舞台に活躍することは、多くの夢や感動、勇気を与えてくれるだけでなく、スポーツの関心や参加促進、更には地域の一体感の醸成を図れる等スポーツの力は無限大であります。

子どもから高齢者まで様々な年代の方や、障がいのある方などを含めた幅広い村民を対象としたスポーツを推進し、スポーツを通じて、健康で生きがいを持って暮らせる活力ある健康スポーツ村を目指します。

- 1) スポーツによる健康づくりと活力の創造
- 2) スポーツによる健康増進
- 3) 子どもが日常的に楽しくスポーツに取り組むことができる環境づくり
- 4) スポーツ競技者の競技力向上
- 5) スポーツ施設の整備及び充実

基本方針2 魅力ある自然を守る村を実現するために

推進施策 歴史や文化を尊重し、郷土を愛する人づくり

白馬村は、豊かな自然環境を背景として地域に根差した独自の文化を形成してきました。長い歴史の中で培われてきた多くの文化的財産や伝統を受け継ぎ、より豊かなものにして次の世代へと引き継いでいく必要があります。郷土愛を醸成するため各発達段階で郷土に対する理解を深める教育を推進し、地域資源等を活かした多様な体験・交流活動を充実します。地域の歴史や文化に触れ合う機会を提供するとともに、地域に残されてきた貴重な文化財を保護し、確実に後世に伝え、日常的に活用し親しんでいくことが必要です。

また、文化芸術は、豊かな人間性をはぐくみ、人生に生きがいや活力を与える重要なものです。文化芸術の振興にあたっては、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性を尊重し、文化芸術を村民の身近なものにする必要があります。文化芸術の役割を十分に認識し、文化芸術活動を発展させ、文化芸術の創造を促進できるよう環境基盤の整備を図るとともに、総合的に施策を推進していくことが不可欠です。

- 1) 文化・芸術の振興
- 2) 先人が築いた有形・無形文化の継承
- 3) 登山・スキーの歴史・文化の継承
- 4) 自然環境保護